

**2021（令和3）年度 東北大学法科大学院入学試験**  
**一般選抜（後期）・学部3年次生特別選抜（既修）**  
**試験科目：民事法（民法）**

以下の【第1問】から【第4問】までのすべての問いに答えなさい。

なお、解答は、令和2年4月1日現在施行されている法律に基づいて行いなさい。

**【第1問】（解答は13行程度で行いなさい）**

Aは、その所有する日本庭園である甲土地につきBのために抵当権を設定し、その登記をした後、甲土地に乙庭石を設置した。その後、Cは、甲土地にBのための抵当権が設定されていることを知らずに乙庭石をAから買い受け、自宅に持ち帰った。この場合において、BがCに対して、乙庭石を甲土地に戻すよう請求することができるかどうかについて、論じなさい。なお、乙庭石は、移動可能であり、甲土地の従物であることを前提にすること。

**【第2問】（解答は7行程度で行いなさい）**

金銭債権が譲渡された場合における対抗要件制度について、不動産が譲渡された場合における対抗要件制度との違いに触れながら説明しなさい。

**【第3問】（解答は10行程度で行いなさい）**

AB間で、Aが所有するアンティーク絵皿（甲）の売買契約が締結された。契約では、Aが甲をBの自宅まで届けることとされており、これに従ってAが甲をBの自宅に持参したところ、Bは、甲の保管場所の準備が整っていないと言って、甲の受取りを拒絶した。このため、Aは甲を持ち帰らなければならなかったが、その帰途、Aの運転する車が赤信号で停止したところに、前方を注視していなかったCの運転する車に追突され、甲は修復が不可能なほどに損壊してしまった。この甲の損壊がAの責めに帰すべきものとはいえないとして、Aから代金の支払を請求されたBは、これを拒むことができるかを論じなさい。

**【第4問】（解答は10行程度で行いなさい）**

被相続人Aの相続人は、その子であるBとCのみであった（相続分の指定はなく、その相続分は等しかった）。またAの相続財産は、甲不動産と預貯金1000万円のみから構成されていた。BがDに対して多額の債務を負い、債務超過の状態であったことから、BCは、遺産分割協議において、Aの財産のすべてをCが取得する旨の遺産分割協議を成立させた。その翌日、甲について、AからCへの所有権移転登記が行われた。この場合において、Bの債権者Dは、BC間の遺産分割協議を詐害行為取消権によって取り消すことができるかについて論じなさい。